

就労継続支援B型事業運営規定

就労継続支援事業所 フェニックス

(事業の目的)

第1条 本御藏コンサルティング合同会社が開設する就労継続支援事業所 フェニックス（以下「事業所」という。）が行う指定就労継続支援（B型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適正な指定就労継続支援（B型）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者と雇用契約を締結し、障害者に対し就労の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 就労継続支援B型の実施に当たっては、利用者の必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
- 3 就労継続支援B型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障害者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 5 前3項に定めるものほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 就労継続支援事業所 フェニックス
- (2) 所在地 鹿児島県指宿市十二町4320 指宿フェニックスホテル1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員・常勤専従又は常勤兼務）

管理者は、従業者の管理、就労継続支援B型の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている就労継続支援B型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行うほか、障害者並びにその家族に対しその内容等について必要な説明を行う。

(2) 職業指導員 1名以上（常勤職員1名以上または非常勤1名以上）

就労継続支援B型計画に基づき、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう作業指導等の業務及び職場規律の指導、利用者処遇の企画、求職活動・職場定着のための支援等の実施に関する事に従事する。

(3) 生活支援員 1名以上（常勤職員1名以上または非常勤1名以上）

就労継続支援B型計画に基づき、生活支援員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するための適切な介護等に従事する。

(4) サービス管理責任者 1名以上（常勤職員・常勤専従又は常勤兼務）

サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画を策定するとともに、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業に対する照会等により、その者的心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス事業等の利用状況を把握し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者の就労が可能となるよう定期的に検討する。また、自立した就労が可能と認められる利用者に対し必要な援助を行うとともに、他の従業者等に対する技術指導又は助言を行う。

(5) 目標工賃達成指導員 1名以上（常勤職員1名以上または非常勤1名以上）

目標工賃達成指導員は、当事業所が目標として定めた工賃を達成できるよう、またより工賃向上に資することができるよう、事業所従事者の意識向上および具体的実践を行う中核的な役割を担いつつ適切な支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) 前2号に定める営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) 臨時休業 災害もしくは不測の事態が生じた場合は、休業がある。

※災害もしくは不測の事態により臨時休業となった場合は、他の休業日と振り替える事がある。

※指定感染症などの流行の場合は、関係機関の指導および事業所の方針により各種対応を取る時がある。

※指定感染症などの流行の場合は、関係機関の指導および事業所の方針により各

種対応を取る時がある。

(指定就労継続支援（B型）の利用定員)

第6条 利用定員は10名とする。

(指定就労継続支援（B型）の内容について)

第7条 事業所で行われる事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 就労の機会の提供
- (2) 生産活動の機会の提供
- (3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
- (4) 職場実習の実施、受入先の確保
- (5) 施設外支援・施設外就労の提供
- (6) 公共職業安定所での求職登録等、求職活動の支援
- (7) 適正や要望に応じた職場開拓
- (8) 職場定着を促進するための職業生活における相談等の支援の継続 等
- (9) 事業所は、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して、在宅での就労継続支援（以下「在宅就労」）を提供する。（感染症対策にともなう活動自粛期間等を含む）
 - 1. 事業所は在宅利用者に対し1日2回の連絡・助言または進歩状況の確認等の連絡を電話またはあらかじめ決められた電子的メッセージにより行う。ただし、在宅利用者の希望または作業活動、訓練等の進歩状況により1日2回以上の連絡をすることがある。
 - 2. 作業活動、訓練等はパソコンやスマートフォン・タブレット端末を使ったITやクリエイティブ作業、製造物販売用の物品の作成、事業所内および業務委託契約によるPOP作成や商品開発とする。
 - 3. 在宅利用者が作業活動や訓練等を行う上で疑義が生じた際は事業所は訪問や連絡で隨時対応する。
 - 4. 事業所は1週間につき1回、在宅利用者の自宅を訪問しサービス評価等を行う。
 - 5. 在宅利用者は月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する完成度の評価を受けるものとする。
 - 6. 緊急時は、24時間の電話対応及び状況に応じて訪問しての支援を行う。

(利用者から受領する費用等について)

第8条 指定就労継続支援（B型）を提供した際は、区市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者から当該指定就労継続支援（B型）に係る利用者負担額の支払

いを受けるものとし、利用者から受領した額以外については、各区市町村から代理受領するものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援（B型）を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、指定就労継続支援（B型）において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。
この場合の利用料金については別に定める。

- (1) 食事の提供に要する費用 1食 300円

ただし、食事提供体制加算対象者及び事業所が特別な配慮が必要と認められる利用者については食材料費として1食100円とする。

- (2) 日用品費 実費

- (3) その他サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要とされるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対し交付するものとする。

5 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 指宿市全域・鹿児島市一部（喜入地区）

(利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外にて火気を用いること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 就業規則に定める規則を守ること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者等は、指定就労継続支援（B型）を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第13条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的（3月に1回以上）に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催する。また、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的（年1回以上）に開催するとともに、新規採用時には必ず研修を実施する。

(業務継続計画の作成)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する就労継続支援B型の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事業の主たる対象者)

第15条 事業の主たる対象者とする障害の種類を次のように定める。

身体障害者（特定なし）

知的障害者

精神障害者

難病等対象者

(虐待の防止のための措置)

第16条 指定就労継続支援（B型）事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている

恐れがある場合にはただちに区市町村へ報告し防止策を講じる。

- 2 虐待防止管理責任者は、事業所の管理者とする。
- 3 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的（年1回以上）に開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- 4 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的（年1回以上）に開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
- 5 苦情解決体制を整備する。
- 6 利用者の虐待の防止、虐待を受けた利用者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による利用者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

（身体拘束の禁止）

第17条 事業所は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施するとともに、新規採用時には必ず実施する。

（苦情解決対応）

第18条 事業所は、提供したサービスに関する障害者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関する障害者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに関し、法第10条1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村からが行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って行うものとする。

- 4 事業所は、提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により鹿児島県知事が行う報告若しくはサービス提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して鹿児島県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により鹿児島県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して鹿児島県知事又は市町村長から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業所は、鹿児島県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 7 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（その他運営についての重要事項）

- 第19条 指定就労継続支援（B型）事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する等があれば記載する。
- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
 - (2) 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本御蔵コンサルティング合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。